

第3節 特別免許状の取得方法

1 特別免許状制度について

(1) 制度の概要

学校教育の多様化への対応とその活性化を図ることをねらいとして、各種分野において優れた知識や技術を有する社会人等について、免許状の授与資格を得るのに必要な所定の教科・教職に関する科目の単位を修得しない者であっても、免許状を授与して教諭に任用するものとして、昭和63年の教育職員免許法の改正により制度化されたものです。

(2) 免許状の種類（担任できる教科）

学校種	教科
小学校	各教科
中学校	各教科
高等学校	各教科
特別支援学校	自立教科（理療、自立活動など）

※ 幼稚園の特別免許状はありません。

(3) 効力

その免許状を授与した授与権者（都道府県教育委員会）の置かれる都道府県においてのみ効力を有します。（免許法第9条第2項）

(4) 授与要件

次のいずれにも該当する者（免許法第5条第3項）

- ① 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- ② 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

(5) 授与手続

- ① 任命又は雇用しようとする者からの推薦（免許法第5条第3項）
- ② 授与権者による教育職員検定（免許法第5条第2項及び第6条第1項）

※ 教育職員検定の合否は、学校教育に関する学識経験者等の意見を聴取のうえ、決定することとなります。（免許法第5条第4項）

特別免許状授与手続きに関する事務フロー

